

香川県監査委員事務局規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成28年3月31日

香川県監査委員	林	勲
同	大西	均
同	香川	芳文
同	高城	宗幸

香川県監査委員規程第1号

香川県監査委員事務局規程の一部を改正する規程

香川県監査委員事務局規程（昭和47年香川県監査委員規程第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(専決) 第5条 略 (1)～(8) 略 (9) 行政文書の公開に関する事（行政文書の公開の請求に対する決定 <u>又は不作為</u> についての <u>審査請求の裁決</u> に関する事を除く。）。 (10)～(14) 略 2 略	(専決) 第5条 事務局長は、次に掲げる事項（次項各号に掲げる事項を除く。以下 「事務局長専決事項」という。）を専決することができる。 (1)～(8) 略 (9) 行政文書の公開に関する事（行政文書の公開の請求に対する決定 についての <u>不服申立ての決定</u> に関する事を除く。）。 (10)～(14) 略 2 略

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。